

チェッカー委員及びチェッカー委員会に関する規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下、公財JBDFという）の「チェッカー委員の認定等に関する規定」、及び一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟（以下、本法人という）理事会規定第1条（10）④、審査員規定第27条第4項、及び審査員規定施行細則第7条の規定に基づき、チェッカー委員の資格の認定及びチェッカー委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 チェッカー委員

(チェッカー委員と、規定フィガー及び服装規定)

第2条 チェッカー委員とは競技会において、選手の使用するフィガー及び服装が規定に適合しているかを判断し、競技規定第2条（ボールルームダンステクニック全て、又は大会要項）、第9条（服装規定）、第10条（アマチュアノービス級の服装規定）及び第28条（ジュブナイルのフィガー及び服装規制）の規定に違反している選手に注意を行う者をいう。

(規定違反者への措置)

第3条 規定違反をした選手への注意は、違反を犯した予選、準決勝、又は決勝の終了後直ちに行うものとする。

2. 注意の呼び出しに応じない選手については、その注意を1回受けたものとみなす。
3. 決勝において規定違反の注意を受けた選手については審査員長に報告し、その処置を委ねる。
4. 同一の規定違反の注意を3回以上受けた選手、又は同一の規定違反の注意をすでに2回受け決勝においても同一の規定違反の注意をうけた選手については審査員長に報告し、その処置を委ねる。
5. 審査員長は、大会委員長と協議を行なった上で、本条第3項の報告を受けた選手についてはその種目を最下位、又は本条第4項の報告を受けた選手については失格とすることができる。

(チェッカー委員の報告義務)

第4条 チェッカー委員は、規定違反した選手に行った注意の内容について審査員長に報告するとともに、チェッカー委員会に報告書を提出するものとする。

(チェッカー委員の資格認定料)

第5条 チェッカー委員の資格認定料は、別に定める。

第3章 チェッカー委員会

(チェッカー委員会)

第6条 審査員規定第27条第4項に基づき、チェッカー委員を管理、及び運営する部門として、審査部内にチェッカー委員会を設置する。

2. チェッカー委員会の長は審査部長、または審査部長の指名により本法人会長により任命された者が務める。

(チェッカー委員の資格認定及び管理運営)

第7条 チェッカー委員の資格認定及び管理運営は審査部が所管し、チェッカー委員会がその業務を行う。

2. 定款第5条に定める各都県ボールルームダンス連盟（以下、各都県連盟という）は、チェッカー委員会に、新たなチェッカー委員の資格認定を要請することができる。

(チェッカー委員の種別)

第8条 チェッカー委員の資格認定は、スタンダード及びラテンアメリカンそれぞれについて行い、両方の資格認定を妨げないものとする。

(資格認定の要件)

第9条 チェッカー委員の資格認定には次の各号全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 公財 JBDF の商業インストラクター4級以上、又は地域指導員2級以上の資格を有する者であること。

(2) 公財 JBDF の正会員2名以上の推薦。

(3) 本法人、又は各都県連盟の推薦。

(4) チェッカー委員会の指定する講習及び研修を受けていること。

(講習及び研修)

第10条 チェッカー委員会は、チェッカー委員の資格認定のための講習及び研修を行わなければならない。

2. チェッカー委員会は、本条第1項の講習及び研修を各都県連盟に委嘱することができる。
3. チェッカー委員の資格認定を受けた者は、随時、チェッカー委員会が行う講習及び研修を受けるものとする。

(チェッカー委員の登録)

第11条 チェッカー委員の資格認定を受けた者は、チェッカー委員名簿に登録される。

2. チェッカー委員名簿は、本法人及び各都県連盟が保管する。
3. チェッカー委員名簿は、毎年度末に更新される。

(チェッカー委員登録の抹消)

第12条 チェッカー委員は次の各号に該当したときは、チェッカー委員の資格を失い、チェッカー委員の登録を抹消される。

- (1) 本法人の社員、又は各都県連盟の会員ではなくなった時。
- (2) 本人からの辞退の届出が受理された時。
- (3) 満80歳に達した時。
- (4) チェッカー委員の登録を抹消することに、相当な理由があると認められる時。

2. 各都県連盟がチェッカー委員の登録を抹消するには、本法人審査部の承認を経なければならない。

(競技会におけるチェッカー委員)

第13条 競技規定第2条に定める、チェッカー委員の必要な競技会においては、複数のチェッカー委員を置くものとする。

(チェッカー委員の指名)

第14条 審査員規定施行細則第7条第3項に定める通り、該当する競技会におけるチェッカー委員の指名は、チェッカー委員名簿に基づき、審査部が行う。

2. 審査部は、チェッカー委員の指名を、各都県連盟、又は団体会員規定に定める団体会員(以下、団体会員という)に委嘱することができる。
3. 本条第2項によりチェッカー委員の指名の委嘱を受けた各都県連盟、又は団体会員は、指名したチェッカー委員の氏名を審査部に報告するものとする。

第4章 規定フィガー及び服装規定

(規定フィガー)

第15条 使用フィガーの指定がある競技会において使用できるフィガー及びアマルガメーションを規定フィガーという。

2. 当該競技会における規定フィガーは、競技規定第2条、第3条及び第28条に定めるものとする。

3. ジュブナイル競技会の競技規定第3条又は第28条に定めるフィガーの規制は大会要項等により別に定める。

(服装規定)

第16条 当該競技会における服装は、競技規定第9条第10条及び第28条、又は大会要項に定める服装規定によるものとする。

2. ジュブナイルの服装における、競技規定第9条の指定及び第28条の服装規制は別に定める。

附則1. 第12条第1項第3号の規定は、当分の間、本法人理事会の定めるところによる。

附則2. 平成28年6月23日 理事会承認により制定